

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十九日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県規則第二十七号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年一月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「免許証及び」を削る。

第五条第一項中「において、免許証」の下に「又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）」を加え、同条第二項中「に免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第六条第一項中「、免許証」及び「その免許証」の下に「又は免許証明書」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「失った免許証」の下に「又は免許証明書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、申請者に免許証を再交付する。

第七条第一項第二号、第二項及び第四項中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第十条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加え、同条の次に次の十二条を加える。

（指定の申請）

**第十条の二** 法第十条の二十第二項の規定による指定を受けようとする者（次項第八号において「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただ

し、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 六 現に行つてゐる業務の概要を記載した書類
- 七 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第一項第一号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- 八 指定申請者が法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書類
- 九 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

**第十条の三** 法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、同条第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

**第十条の四** 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない

らない。

(登録事務規程の認可の申請等)

#### 第十条の五 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第

一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

#### 2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

#### 第十条の六 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第

一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

#### 2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(登録状況等の報告)

#### 第十条の七 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- 二 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数
- 2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

#### 3 報告書等(第一項の報告書及び前項の登録者一覧表をいう。以下この項において同

じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 指定登録機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（不正登録者の報告）

**第十条の八** 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- 二 偽りその他不正の手段

（二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請）

**第十条の九** 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

（指定登録機関への書類の交付）

**第十条の十** 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、送付又は提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- 一 法第五条の二、法第八条の二又は第七条第三項の規定による届出 当該届出に係る事項

二 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号。以下「省令」という。）第四十条第四項又は第四十三条第四項の規定による報告書等の送付 省令第四十条第二項第二号イ又は第四十三条第二項第二号イの修了者一覧表に記載された事項

三 第二十三条第一項の規定による報告書の提出 第十三条第一項各号に掲げる書類、同条第二項の受験申込書及び第二十三条第二項の合格者一覧表に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

（免許の取消し等の処分の通知）

**第十条の十一** 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項若しくは第二項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- 三 処分内容及び処分を行った年月日

（公示）

**第十条の十二** 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項並びに法第十条の十七第三項の規定による公示は、奈良県公報に記載して行う。

（指定登録機関に係る規定の適用等）

**第十条の十三** 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第一条第一項及び第二項、第二条、第四条から第六条まで、第七条第四項、第八条並びに第十条の

三の規定の適用については、これらの規定（第一条第一項及び第十条の三を除く。）中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第一条第一項中「第一号様式による免許申請書（以下「免許申請書」という。）」とあるのは「免許申請書」と、「添え、知事」とあるのは「添え、指定登録機関（第十条の三に規定する指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、同条第四号中「第一号様式の二による建築実務」とあるのは「建築実務」と、「第一号様式の三による使用者」とあるのは「使用者」と、第二条第一項中「第二号様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」と、第四条第一項中「第二号様式の二による登録事項変更届出書」とあるのは「登録事項変更届出書」と、第五条の見出し及び同条第三項並びに第六条第二項の規定中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第五条第一項中「免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）」とあるのは「二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は免許証明書」と、「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第三項の規定により免許証明書」と、「第二号様式の三による書換え交付申請書」とあるのは「書換え交付申請書」と、第六条第一項中「第三号様式による免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第八条第一項中「免許を取り消したとき又は前条第三項の届出があつたとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第十条の十一第一項の規定により前条第三項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」と、第十条の三中「法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）は、同条第三項」とあるのは「指定登録機関は、法第十条の二十第三項」とする。

2 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士の免許の申請をした者が建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第一条の三に規定する者に該当すると認められる場合において、法第五条第一項の規定による登録を行うかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第二十三条第三項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ず

る方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「磁気ディスク等」に改める。

第二十五条中「で告示することによつて」を「に登載して」に改める。

第二十六条中「（昭和二十五年建設省令第三十八号）」を削る。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（指定事務所登録機関に係る規定の適用）

**第二十八条の二** 法第二十六条の三第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定事務所登録機関」という。）が同項に規定する事務所登録等事務（以下「事務所登録等事務」という。）を行う場合における前二条の規定の適用については、第二十七条中「法第二十三条の五第一項又は第二項」とあるのは「法第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用する法第二十三条の五第一項及び第二項」と、「第七号様式による書面によつて」とあるのは「指定事務所登録機関（第二十八条の二に規定する指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）が定めるところにより」と、前条中「法第二十三条の七」とあるのは「法第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用する法第二十三条の七」と、「第八号様式による書面」とあるのは、「指定事務所登録機関が定めるところ」とする。

第二十九条の見出し中「登録簿等」を「名簿等」に改める。

第三十条及び第三十一条中「登録簿等」を「名簿及び登録簿等」に改める。

第三十二条の見出し中「登録簿等」を「名簿等」に改め、同条中「登録簿等」を「名簿及び登録簿等」に改め、同条に次の一条を加える。

（指定登録機関等における名簿等の閲覧）

**第三十三条** 第二十九条から前条までの規定にかかわらず、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における名簿を閲覧に供する場所その他名簿の閲覧に関し必要な事項については、当該指定登録機関が別に定める。

2 第二十九条から前条までの規定にかかわらず、指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における登録簿等を閲覧に供する場所その他登録簿等の閲覧に関し必要な事項については、当該指定事務所登録機関が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。